

薬代が安くなる！ 家計が助かる！

「ジェネリック医薬品」の活用を！

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、
「新薬（先発医薬品）」の特許期間が過ぎた後に製造・販売される医薬品で、新薬に比べて開発費用が低く、価格も新薬より安く販売されています。

一般的に、先発医薬品の開発には、長い時間と多くの費用が掛かりますが、特許期間中は、開発メーカーが独占的に先発医薬品を製造することができます。しかし、この特許期間が過ぎれば、ほかのメーカーも同じ主成分の薬を作ることが可能になります。これがジェネリック医薬品で、研究開発費に掛かる費用が少なく済むことから、先発医薬品よりも安く提供できます。

厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。先発医薬品と同様の安全基準を満たしており、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。ただし、有効成分以外の添加物は、メーカーごとに微妙な違いがありますので、主治医にご相談ください。

厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。先発医薬品と同様の安全基準を満たしており、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。ただし、有効成分以外の添加物は、メーカーごとに微妙な違いがありますので、主治医にご相談ください。

町では、医療費適正化の取り組みの一つとして、「ジェネリック医薬品」の普及に取り組んでいます。

医療機関などの窓口で提示することでジェネリック医薬品を希望することができる「ジェネリック医薬品希望カード」をお配りしています。

「ジェネリック医薬品」の普及に取り組んでいます。

医療機関などの窓口で提示することでジェネリック医薬品を希望することができる「ジェネリック医薬品希望カード」をお配りしています。

「ジェネリック医薬品」の普及に取り組んでいます。

医療機関などの窓口で提示することでジェネリック医薬品を希望することができる「ジェネリック医薬品希望カード」をお配りしています。

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは？

ジェネリック医薬品とは後発医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許期間が過ぎた後に販売が許可される医療用医薬品のことです。

国保加入者の皆さんに、ジェネリック医薬品の差額通知を年2回お送りしています。

ぜひ、ご自分やご家族の薬代についてご確認いただき、家計の負担が軽くなることについて考えてみてください。



住民生活課保険係
井上 理恵係長

厚生労働省の承認基準をクリアしている薬です

また、ジェネリック医薬品は、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。先発医薬品と同様の安全基準を満たしており、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。ただし、有効成分以外の添加物は、メーカーごとに微妙な違いがありますので、主治医にご相談ください。

医療保険財政の健全な運営のためご協力を

町では、医療費適正化の取り組みの一つとして、「ジェネリック医薬品」の普及に取り組んでいます。

医療機関などの窓口で提示することでジェネリック医薬品を希望することができる「ジェネリック医薬品希望カード」をお配りしています。

町国民健康保険でのジェネリック医薬品数量シェア率は年々増加しており、平成26年度平均は53.4%となっています。

一人ひとりのご家庭の負担を減らし、ひいては、町国民健康保険費の抑制と併せて国民健康保険税の上昇抑制も期待できます。特徴やメリットをご理解していただき、ぜひ「ジェネリック医薬品」の活用をお願いします。

「ジェネリック医薬品」に切り替えたら、薬代が2～7割程度安くなります。

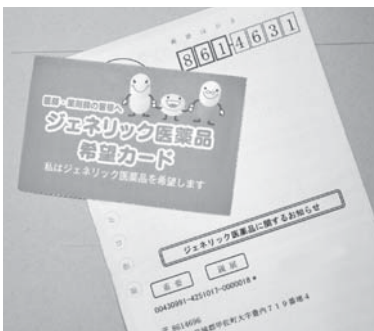
(例) 薬代：年間15,000円



年間4,500～12,000円

3,000円～10,500円安くなる

特に高脂血症、高血圧、糖尿病といった生活習慣病や慢性疾患の治療薬は継続的な服用が必要となる場合が多いので、ジェネリック医薬品に変更することにより、ご家庭の負担を減らすことにもなります。



医療機関などの窓口で提示することでジェネリック医薬品を希望することができる「ジェネリック医薬品希望カード」をお配りしています

また町では、国民健康保険加入者の皆さんに「ジェネリック医薬品」の差額通知を年に2回お送りしています。

▶お問い合わせ先
町住民生活課

☎096-234-1113 (内線106)

✉k1g204@town.kosa.lg.jp

「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関窓口でご提示ください。



国民健康保険被保険者証交付は3月22日（火）から

◆新しい被保険者証に必ず交換してください

現在お持ちの平成27年度の国民健康保険被保険者証の有効期限は、3月31日（木）です。

平成28年度の被保険者証に更新するため、下記の日程で被保険者証を交付します。国保加入世帯の人は、指定された日時・会場に、現在使用中の被保険者証を必ずお持ちになり、新しい被保険者証の交付を受けてください。

※世帯に国民健康保険加入者が複数人いる場合は、国保加入者全員の被保険者証をお持ちください。

※当日、やむを得ない理由で別世帯の代理人に被保険者証の受け取りを依頼する場合は、委任状が必要です。

※指定された日程で交付を受けられない場合は、後日、町住民生活課窓口で交換してください。

※後期高齢者医療制度の被保険者証につきましては、今回の更新はありませんのでご注意ください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線109)

✉kig204@town.kosa.lg.jp

平成28年度国民健康保険被保険者証の交付日程

3月22日（火）			3月24日（木）		
午前9時～午前9時15分	上早川五区	六谷公民館	午前9時～午前9時20分	船津区	船津公民館
午前9時25分～午前9時40分	本坂谷区	本坂谷公民館	午前9時30分～午前9時50分	麻生原区	麻生原公民館
午前9時50分～午前10時5分	谷内区・堂ノ原区	谷内公民館	午前10時～午前10時20分	世持区	世持公民館
午前10時15分～午前10時30分	広瀬区	広瀬公民館	午前10時30分～午前10時50分	南三箇区	南三箇公民館
午前10時40分～午前10時55分	西原区・井戸江区（柳瀬）	西原集会所	午前11時～午前11時20分	中山区	中山公民館
午前11時5分～午前11時20分	小鹿区	小鹿集会所	午前11時30分～午前11時50分	津志田区	津志田公民館
午前11時30分～午前11時50分	上揚区・安平区・井戸江区	宮内集会所	午後1時30分～午後1時50分	上田口区	上田口公民館
午後1時30分～午後1時50分	上豊内区	上豊内公民館	午後2時～午後2時20分	下田口区	下田口公民館
午後2時～午後2時20分	下豊内区	下豊内公民館	午後2時30分～午後2時50分	田原区	田原公民館
午後2時30分～午後2時50分	東寒野区	東寒野公民館	午後3時～午後3時20分	府領区・北原区	府領公民館
午後3時～午後3時20分	西寒野区	西寒野公民館	午後3時30分～午後3時50分	和田内区	和田内公民館
午後3時30分～午後3時50分	岩下一区・二区	町総合保健福祉センター			

3月23日（水）			3月25日（金）		
午前9時～午前9時20分	中横田区（内田・庄分・立神）	町トレーニングセンター	午前9時30分～午前9時50分	辺場区	辺場公民館
午前9時30分～午前9時50分	下横田区	下横田公民館	午前10時～午前10時20分	糸田区	糸田公民館
午前10時～午前10時20分	浅井区	浅井公民館	午前10時30分～午前10時50分	北早川区	北早川公民館
午前10時30分～午前10時50分	中横田区（目野・宮ノ尾・中尾）	中尾公民館	午前11時～午前11時20分	早川区	早川公民館
午前11時～午前11時20分	有安区	有安公民館	午前11時30分～午前11時50分	中早川区	中早川集会所
午前11時30分～午前11時50分	横田区	横田公民館	午後1時30分～午後1時50分	吉田区	吉田公民館
午後1時30分～午後1時50分	上早川一区・二区	龍野福祉ふれあいセンター	午後2時～午後2時20分	芝原区	芝原公民館
午後2時～午後2時20分	上早川三区・四区	龍野福祉ふれあいセンター	午後2時30分～午後2時50分	古閑区・八丁区・山出区	山出公民館
午後2時30分～午後2時50分	大町区	大町公民館			
午後3時～午後3時30分	仁田子区・緑町区	町総合保健福祉センター			